

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成26年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

岡山県美作市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金101,002円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生日

平成25年10月6日

(2) 事故発生場所

鳥取市松並町二丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部警備部外事課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐
車場内で走行していたところ、右方から直進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車
と衝突し、双方の車両が破損したものである。